

○ 財務省告示第二百四十号
平成十一年六月十五日より告示する。政府短期証券の規則(平成十一年大蔵省)に基づき、平成省の規定に依り告示する。

國庫短期証券(第三十一回) 財務大臣 与謝野馨

二 一 行 二 令
の法発号名称及び記
条律行項及のび根
の法振等替
の發行方法
の適

四 三
發行方法の適
用振等替法
の發行方法
の適

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財
国定特あ争入。へ格替適下へ平成十三年法
債め別つ入札に以を機用一、及条、第に一金号法
市る参て札發によ「争は受け」
場も加、「と行
特の者財同「發行価に日ける」とい
別にご務時と行格付本銀も「と
參よと大にい「競し銀行の」とい
加るに臣行う「以争て行」とう。
者発応がわ「下入行」とし。
・行募各れ及一札わする。」
第へ限國るび価「れ。」
I以度債入価格とる。そ規
非下額市札格競い入の定。

九 八	七 ロ イ	六 ロ イ	五 方 募		
振額最 替 単 位 金	払 行 争 非 者 特 国 入 価 込 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 金	行 争 非 者 特 国 入 価 行 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 額	行 争 非 者 特 国 入 価 行 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 行 争 額		
振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千 万 円 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	四二二二 千千十兆 円二八七 百万千 二千七 十七百 九百六 億五十 五十三 千円億 四三 四十九 万三百	額億額 面五面 金千金 額万額 で円で 二兆 一千兆 二百七 三十億 六十九	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を囲別応ち 割内参募応 りに加額募 当お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい	価 格 競 争 入 札 發 行 一 と い う 。

